

官報

主要目次
最高裁判所規則
少年審判規則の一部改正 一四九
省令
工作機械設備等統計調査規則制定 一五〇
小型機船底びき網漁業取締規則 一五四
機船底びき網漁業取締規則の一部改正 一五五
告示
地方競馬を行うことのできる町村指定(京都府亀岡町等) 一五五
外国為替業務を営む営業所の新設及び廃止の許可及び届出受理 一五五
生物学的製剤化学試験法基準 一五六
手練第一種漁業につき海域及びその海域において許可をすることができ得る船舶の馬力数の最高限度 一五八
漁業法の一部を改正する法律による海域、総トン数及び漁法 一五八
小型機船底びき網漁業取締規則により海域及び種類指定 一五九
右同規則により営むことができる二つ及び小型機船底びき網漁業の種類 一五九
輸入に関する事項の公表(第一回)の一部改正 一五九
同右(第四回)同 一五九
下総和田郵便局等に電話交換業務開始 一五九
吹田統制電話中継所設置 一五九
日本弁護士連合会事項 一六二
弁護士名簿登録等 一六二
総理府公告
公正取引委員会の不正な競争法指定案 一六二
公正取引委員会の公聴会 一六二
公益事業委員会公告第五号 一六二

最高裁判所規則

最高裁判所規則第四号

少年審判規則の一部を改正する規則を次のように定める。
昭和二十七年三月十日

最高裁判所

少年審判規則の一部を改正する規則

少年審判規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三章 抗告
第四章 雑則に改める。

第二條を次のように改める。

(決定書)

第二條 決定をするときは、裁判官が、決定書を作つてこれに署名押印する。但し、署名押印に代えて記名押印することを妨げない。

2 次の各号に掲げる決定を除く決定の決定書には、前項の規定による署名押印又は記名押印に代えて押印することができる。

- 一 事件を終局させる決定
二 法第五條第二項及び第三項、第十七條第一項、第二十四條の二、第二十五條並びに第三十四條の決定

3 決定書には、主文及び理由の外、少年の氏名、年齢、職業、住居及び本籍を記載する。

4 次の各号に掲げる決定を除く決定の決定書には、主文並びに少年の氏名及び年齢以外の記載を省略することができ。

- 一 法第二十條、第二十四條及び第二十四條の二の決定
二 第五十條(第五十四條において準用する場合を含む)の決定

5 決定書には、記録中の書類の記載を引用することができる。

6 裁判官は、相当と認めるときは、決定を調査に記載させて決定書に代えることができる。

第三條を次のように改める。

(決定の告知)

第三條 法第二十四條第一項の決定を告知するには、審判期日において言い渡さなければならない。

2 法第十七條第一項、第二十三條及び第二十五條の決定を告知するには、少年の面前で言い渡さなければならない。法第十七條第一項第二号の措置がとられている事件については法第二十條の決定を告知する場合も、同様である。

3 決定は、前二項の場合を除いては、相当と認める方法によつて告知する。法第二十三條第二項及び第三項並びに第二十五條の決定については、前項の規定によることができないとき又はこれによることが相当でないとき認めるときも、同様である。

4 法第十九條の決定は、前項の規定によることができないときは、告知することを要しない。

5 裁判所書記官は、第一項から第三項までの場合には告知の方法、場所及び年月日を、前項の場合には告知しなかつた旨を決定書又は決定を記載した調査に附記して押印しなければならない。

第四條第二項を次のように改める。

2. 前項の指揮は、決定書の原本、決定書若しくは決定を記載した調査の謄本若しくは抄本又は同行状に押印して行ふものとする。但し、急速を要するときは、少年の氏名及び年齢、決定の主文、告知の年月日、裁判所並びに裁判官の氏名を記載した書面に押印して行ふことができる。

第九條の次に次の一條を加える。

(報告の方式・法第七條)

第九條の二 少年調査官が法第七條第一項の規定により報告するには、次に掲げる事項を記載した報告書にしなければならない。

- 一 少年及び保護者の氏名、年齢、職業及び住居
二 審判に付すべき事由の要旨
三 その他参考となる事項
第十一條に次の一項を加える。

4 少年を少年保護鑑別所に送致するときは、少年保護鑑別所に対し、なるべく、鑑別鑑別上の注意その他参考となる事項を示さなければならない。

第十二條に次の一項を加える。

3 少年調査官は、第一項の場合において相当と認めるときは、少年、保護者又は参考人の陳述の要旨を記載した書面を作成し、これを同項の調査に代えることができる。

第十三條に次の一項を加える。

3 少年調査官は、第一項の規定による報告の前後を問わず、少年の処遇に關し、家庭裁判所に対して意見を述べなければならない。

第十六條の次に次の一條を加える。

(簡易の呼出)

第十六條の二 調査又は審判のための呼出は、呼出状の送達以外の相当と認める方法によつてすることができる。

第十九條の次に次の一條を加える。

(調査の嘱託)

第十九條の二 家庭裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができる。

毎日文庫

昭和二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

第一次金属製造業
 金属製品製造業（機械及び輸送用機械器具を除く。）
 機械製造業（電気機械器具を除く。）
 電気機械器具製造業
 輸送用機械器具製造業
 医療機械、理化学機械、写真機、光学機械器具及び時計製造業
 （調査の種類）
 第五條 機械統計調査は、基本調査及び標本調査とする。
 第六條 基本調査は、前條の調査の範囲のうち、従業者三十人以上のものについて行う。
 第七條 標本調査は、前條の調査の範囲のうち、従業者五人以上三十人未満のものの中から、通商産業大臣が選定するものについて行う。
 （指定機械）
 第六條 機械統計調査は、第四條に規定する調査の範囲に属する事業所が保有する別表に掲げる機械設備（以下「指定機械」という。）について行う。
 第七條 基本調査は、指定機械に関する左に掲げる事項について行う。
 事業所所在地
 事業所名称
 従業者数
 機械の種類
 機械の台数
 機械の主要寸法
 機械の製造者名
 機械の型式番号

機械の動力伝導方式
 機械の製造後の経過年数
 機械の動状況
 休止機械の状況
 指定機械のうち、昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツダム宣言」受諾に伴ひ発令命令ニ関スル件ニ基ク工場、事業場等ノ管理ニ関スル件（昭和二十一年商工省令第一号）第一條第一項の規定又は昭和二十年勅令第五百四十二号に基キ造船関係の工場、事業場等の管理に關する件（昭和二十一年運輸省令第三十二号）第一條第一項の規定により主務大臣が指定した施設に属するもの（以下「賠償指定機械」という。）については、前項に掲げる事項のほか、左に掲げる事項について行う。
 賠償指定機械の賠償指定番号
 賠償指定機械の借受先区分
 賠償指定機械の借受先工場名
 賠償指定機械の借受先工場名
 標本調査は、従業者数並びに指定機械の種類及び台数について行う。
 （調査票の様式）
 第八條 基本調査及び標本調査は、それぞれ別紙様式第一号基本調査票甲及び別紙様式第二号基本調査票乙並びに別紙様式第三号標本調査票（以下「調査票」と総称する。）によつて行う。
 （申告義務）
 第九條 第四條に規定する調査の範囲に属する事業所の事業主（以下「申告義務者」という。）は、第七條に掲げる調査事項について申告しなければならない。
 第十條 機械統計調査は、通商産業大臣が都道府県知事を経由して申告義務者に配付する調査票により行う。
 第十一條 申告義務者が調査票の配付を受けなかつたときは、調査票提出先その旨を申し出て配付を受けなければならない。
 （調査票の提出）
 第十二條 申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、基本調査票甲及び標本調査票については記名かつ印した上、一部を昭和二十七年三月三十一日までにその事業所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
 第十三條 都道府県知事は、調査票を取りまとめ、調査事項記入上の不備を点検し、昭和二十七年四月二十五日までに通商産業大臣に提出しなければならない。
 （統計調査員）
 第十四條 機械統計調査の事務に従事させるため、統計法第十二條第一項の統計調査員（以下「機械統計調査員」という。）を置く。
 第十五條 機械統計調査員は、都道府県知事が任命する。
 第十六條 機械統計調査員は、調査票の配付、取り集めその他機械統計調査に關する事務に従事する。
 （統計職員）
 第十七條 機械統計調査には、統計法第十四條第三項但書の規定により、同

第三十條 少年並びに出席した保護者及び附添人の氏名
 第三十一條 少年調査官、保護観察官、保護司、法務府技官、法務府教官並びに保護者及び附添人の陳述の要旨
 第三十二條 少年の陳述の要旨
 第三十三條 鑑定人、通訳人及び翻譯人並びに参考人の陳述の要旨
 第三十四條 決定その他の処分をしたこと
 第三十五條 裁判官が記載を命じた事項
 第三十六條 裁判所書記官がその事由を附記して署名押印する。
 第三十七條 裁判官がその事由を附記して認印する。
 第三十八條 第三十七條第三項を削り、第三十七條の二を第三十七條の三とし、第三十七條の次に次の一條を加える。
 （参考書類の送付等）
 第三十九條 前條第二項の通知をするときは、少年の処遇に關する意見書及び少年調査票その他少年の処遇に關する書類（以下「参考書類」という。）を送付することができる。
 第四十條 参考書類の取扱いについては、家庭裁判所の指示するところに従わなければならない。
 第四十一條 家庭裁判所は、執務上必要があると認めるときは、いつでも、参考書類の返還を求めることができる。
 第四十二條 保護処分が終了し又は取り消されたときは、速やかに参考書類を家庭裁判所に返還しなければならない。
 第四十三條 第四十條の見出しを（少年調査官の観察に付する決定の方式等・法第二十五條）に改め、同條に次の一項を加える。
 少年調査官の観察に付する決定は、いつでも、取り消し又は変更することができる。
 第四十四條 第三章の次に一章を加える。
 第四章 雑則
 第四十五條 少年法第二十七條の二の規定による保護処分取消事件、少年法第二十八條の規定による收容続続申請事件及び犯罪者予防更生法第四十三條の規定による戻收容申請事件の手続は、その性質に反しない限り、少年の保護事件の例による。
 附則
 この規程は、昭和二十七年四月一日から施行する。
 最高裁判所長官 田中耕太郎

省 令
 通商産業省令第一号
 統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三條第二項の規定に基づき、工作機械設備等統計調査規則を次のように制定する。
 昭和二十七年三月十日
 厚生大臣 吉武 惠市
 通商産業大臣 高橋龍太郎
 運輸大臣 村上 義一
 工作機械設備等統計調査規則
 （省令の目的）
 第一條 工作機械設備等統計調査（指定制第四十六号。以下「機械統計調査」という。）の施行に關しては、この省令の定めるところによる。
 （調査の目的）
 第二條 機械統計調査は、工作機械設備等の実態を明らかにすることを目的とする。
 （調査の期日）
 第三條 機械統計調査は、昭和二十七年三月二十日現在によつて行う。
 （調査の範囲）
 第四條 機械統計調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和二十六年政令第二百七号）第二條の規定に基き日本標準産業分類（昭和二十六年統計委員会告示第六号）に掲げる中分類F（製造業のうち、左に掲げる中分類に属する事業所（国および公共企業体に属するものを除く。以下同じ。）であつて従業者五人以上のもの）について行う。

の保存期間は、調査票については五ヶ年、集計表については永久とする。
 （調査票の使用）
 第十七條 主務大臣は、統計法第十五條第二項の規定により、基本調査票甲及び乙を第七條に規定する調査事項について、行政上の参考資料として使用することができる。
 附則
 この省令は、公布の日から施行する。
 別表
 一 金属工作機械設備
 中グリ盤
 ブローチ盤
 ボール盤
 歯切盤及び歯車仕上げ機械
 研磨盤
 旋盤
 フライス盤
 平削盤
 その他の工作機械
 二 第二次金属加工機械設備
 ベンディングマシン
 水圧プレス（油圧プレスを含む。）
 機械プレス
 打貫及びせん断機
 鍛造機
 ワイヤオフオーミングマシン
 人力プレス
 その他の第二次金属加工機械
 三 電気、よう、接機械設備
 電気、よう、接機械

第三十三條第三項の規定による決定をしたときは法第四十五條第四号の規定により法第七條第一項第二号の措置が勾留とみなされる旨を速やかに保護者及び附添人のうちそれぞれ適当と認める者に通知しなければならない。
 第二十四條の次に次の二條を加える。
 （保護の措置が勾留とみなされる場合の告知・法第四十五條第四号等）
 第二十四條の二 法第七條第一項第二号の措置がとられている事件について、法第十九條第三項の規定による決定をするときは、あらかじめ、本人に對し、罪となるべき事実並びに刑事訴訟法第六十條第一項各号の事由がある旨及び弁護人を選任することができる旨を告げなければならない。
 弁護士である附添人があるときは、弁護人を選任することができ旨は告げることを要しない。
 前項の規定により告知をする場合には、裁判所書記官が立ち会い、調査を作成する。
 （審判開始決定の取消）
 第二十四條の三 法第二十一條の規定は、いつでも、取り消すことができる。
 第二十五條の次に次の一條を加える。
 （事件の併合審判）
 第二十五條の二 同一の少年に對する二以上の事件は、なるべく併合して審判しなければならない。
 第二十六條を次のように改める。
 （少年保護観察所等への通知）
 第二十六條 少年の処遇に關し、保護観察官若しくは保護司又は少年保護鑑別所に勤務する法務府技官若しくは法務府教官の意見を聴くことを相當と認めるときは、少年保護観察所又は少年保護鑑別所にその旨及び意見を聴くべき日時等を通知しなければならない。
 第二十八條第二項を次のように改める。
 少年調査官は、裁判官の許可を得た場合を除き、審判の席に出席しなければならない。
 第三十條を次のように改める。
 （意見の陳述）
 第三十條 保護者及び附添人、少年調査官並びに保護観察官、保護司、法務府技官及び法務府教官は、審判の席において、裁判官の許可を得て、意見を述べることができる。
 第三十三條を次のように改める。
 （審判調書）
 第三十三條 審判期日における手続については、審判調書を作成する。
 審判調書には、次に掲げる事項その他審判に關する重要な事項を記載する。
 一 審判をした裁判所、年月日及び場所
 二 裁判官及び裁判所書記官並びに出席した少年調査官、保護観察官、法務府技官及び法務府教官の氏名
 三 少年並びに出席した保護者及び附添人の氏名
 四 少年調査官、保護観察官、保護司、法務府技官、法務府教官並びに保護者及び附添人の陳述の要旨
 五 少年の陳述の要旨
 六 証人、鑑定人、通訳人及び翻譯人並びに参考人の陳述の要旨
 七 決定その他の処分をしたこと
 八 裁判官が記載を命じた事項
 九 裁判所書記官がその事由を附記して署名押印する。
 十 裁判官がその事由を附記して認印する。
 十一 第三十七條第三項を削り、第三十七條の二を第三十七條の三とし、第三十七條の次に次の一條を加える。
 （参考書類の送付等）
 第三十九條 前條第二項の通知をするときは、少年の処遇に關する意見書及び少年調査票その他少年の処遇に關する書類（以下「参考書類」という。）を送付することができる。
 第四十條 参考書類の取扱いについては、家庭裁判所の指示するところに従わなければならない。
 第四十一條 家庭裁判所は、執務上必要があると認めるときは、いつでも、参考書類の返還を求めることができる。
 第四十二條 保護処分が終了し又は取り消されたときは、速やかに参考書類を家庭裁判所に返還しなければならない。
 第四十三條 第四十條の見出しを（少年調査官の観察に付する決定の方式等・法第二十五條）に改め、同條に次の一項を加える。
 少年調査官の観察に付する決定は、いつでも、取り消し又は変更することができる。
 第四十四條 第三章の次に一章を加える。
 第四章 雑則
 第四十五條 少年法第二十七條の二の規定による保護処分取消事件、少年法第二十八條の規定による收容続続申請事件及び犯罪者予防更生法第四十三條の規定による戻收容申請事件の手続は、その性質に反しない限り、少年の保護事件の例による。
 附則
 この規程は、昭和二十七年四月一日から施行する。
 最高裁判所長官 田中耕太郎

昭27. 3. 10.

第 7550 号

153 昭和27年3月10日 月曜日

官 報

第7550号

別紙様式第三号

工作機械設備等統計調査 基本調査票		厚 生 省 通 商 産 業 省 運 輸 省	
指定統計第46号			
1 事業所	(申告者は、本欄に記入しないこと。)		
2 事業所所在地	A 府県		
	B 工場		
	C 産業		
3 従業者数 (昭和25年工業センサスによる。)	D 規模		
4 従業者数 (昭和27年3月20日現在)	E 台数		
5 機 械 台 数			
索引号	機 種 名	台 数	索引号
11	中 グ リ 盤		47
12	ブ ロ - チ 盤		49
13	ポ - ル 盤		51
14	歯切盤及び歯車仕上機械		電気よ、う、接機械 (火花よ、う、接機及び点よ、う、接機につ ては能力10 K.V.A.以下の物を除く。)
15	研 ま、 盤		合 計
16	旋 盤		6 証明 私は、この調査票の記述が知り得る限り正確であることを証明します。
17	フ ラ イ ス 盤		申告者 職名 氏 名 印
18	平 削 盤		
19-1	シェーバー及びスロッター		備考
19-2	その他の工作機械		
41	ベンディングマシン		都 道 府 県 官 印 調 査 員 印
42	水 圧 プ レ ス		
43	機 械 プ レ ス		
44	打 貫 及 び せ、 ん、 断 機		
45	鍛 造 機		
46	ワイヤフォーミングマシン		

昭和27年3月10日 月曜日 官 報

第7550号 152

別紙様式第一号

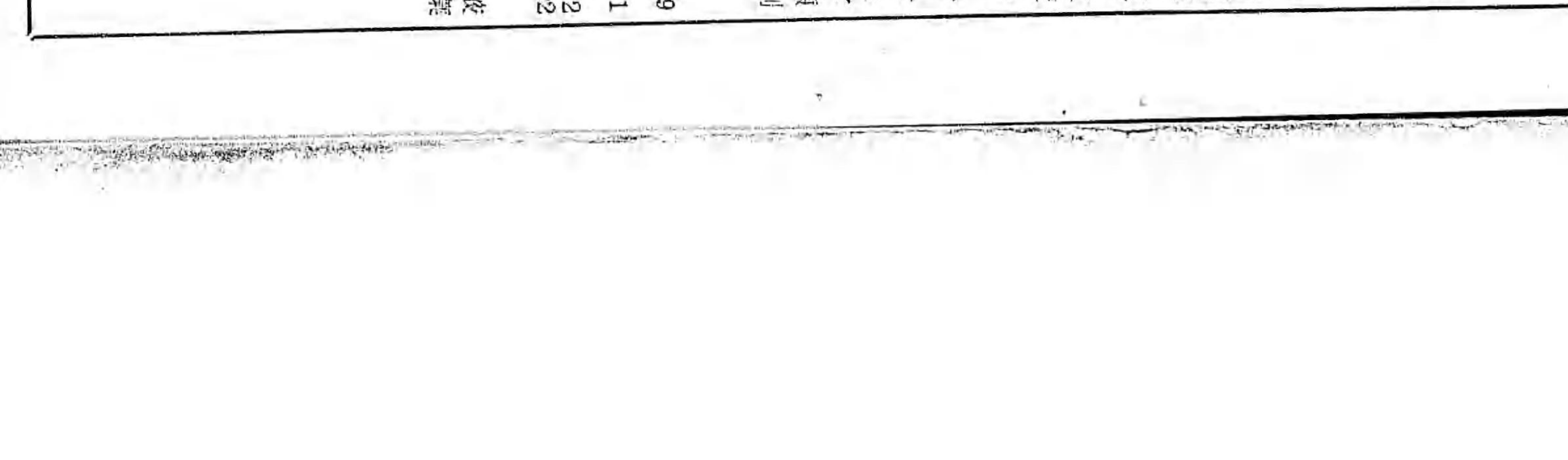
工作機械設備等統計調査 基本調査票甲		厚 生 省 通 商 産 業 省 運 輸 省	
指定統計第46号			
1 事業所名			
2 事業所所在地			
3 従業者数 (昭和25年工業センサスによる。)	(申告者は、本欄に記入しないこと。)		
4 従業者数 (昭和27年3月20日現在)	A 府県		
	B 工場		
	C 産業		
5 これに添えて提出する調査票乙の枚数	I 金属工作機械設備	枚	
	II 金属加工機械設備	枚	
	III 電気よ、う、接機械設備	枚	
	合 計	枚	
6 証明 私は、この調査票とこれに添えて提出した調査票乙の記述が知り得る限り正確であることを証明します。	都 道 府 県 官 印	調 査 員 印	裏 面 記 入 事 項
申告義務者	職 名	氏 名	あり <input type="checkbox"/>
			なし <input type="checkbox"/>

別紙様式第二号

工作機械設備等統計調査 基本調査票乙		厚 生 省 通 商 産 業 省 運 輸 省	
指定統計第46号			
1 事業所名	(申告者は、本欄に記入しないこと。)		
2 機械分類名 (機械分類表に従って記入すること。)	A 府県		
3 主要寸法 (機械分類表に従って記入すること。)	B 工場		
4 製造者名	C 産業		
	D 規格		
	E 台数		
	F 機械		
	G 国		
	H 伝導		
	I 年数		
	J か、動		
	K 状況		
	L 賠指		
	M 借区		
5 製造国別	<input type="checkbox"/> 国産		
	<input type="checkbox"/> 外国製品		
6 型式番号 (製造者のつけたもの)			
7 動力伝導方式	8 機械の製造後の経過年数 (不明の場合は推定)	9 か、動状況	10 休止機械の状況
<input type="checkbox"/> 電動機直結	<input type="checkbox"/> 5年未満 <input type="checkbox"/> 15年以上20年未満	<input type="checkbox"/> か、動	<input type="checkbox"/> 休止中であるが使用可能
<input type="checkbox"/> ベルト掛	<input type="checkbox"/> 5年以上10年未満 <input type="checkbox"/> 20年以上	<input type="checkbox"/> 休止	<input type="checkbox"/> 休止中であつて修理中又は修理必要
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 10年以上15年未満		<input type="checkbox"/> 使用不能
11 賠償指定番号	都道府県番号	工場番号	機械番号
12 賠償機械名			
13 賠償受先工場名			
14 特記事項			

<p>昭27年3月10日 月曜日 官 報</p> <p>大蔵省告示第四百四十四号</p> <p>増入金額 預入金額 利息</p> <p>昭27年3月10日</p> <p>大蔵大臣 池田 勇人</p>	<p>昭27年3月10日 月曜日 官 報</p> <p>大蔵省告示第四百四十五号</p> <p>増入金額 預入金額 利息</p> <p>昭27年3月10日</p> <p>大蔵大臣 池田 勇人</p>	<p>昭27年3月10日 月曜日 官 報</p> <p>大蔵省告示第四百四十六号</p> <p>増入金額 預入金額 利息</p> <p>昭27年3月10日</p> <p>大蔵大臣 池田 勇人</p>	<p>昭27年3月10日 月曜日 官 報</p> <p>大蔵省告示第四百四十七号</p> <p>増入金額 預入金額 利息</p> <p>昭27年3月10日</p> <p>大蔵大臣 池田 勇人</p>	<p>昭27年3月10日 月曜日 官 報</p> <p>厚生省告示第五十五号</p> <p>増入金額 預入金額 利息</p> <p>昭27年3月10日</p> <p>厚生大臣 吉武 東市</p>
---	---	---	---	---

<p>昭27年3月10日 月曜日 官 報</p> <p>大蔵省告示第四百四十四号</p> <p>増入金額 預入金額 利息</p> <p>昭27年3月10日</p> <p>大蔵大臣 池田 勇人</p>	<p>昭27年3月10日 月曜日 官 報</p> <p>大蔵省告示第四百四十五号</p> <p>増入金額 預入金額 利息</p> <p>昭27年3月10日</p> <p>大蔵大臣 池田 勇人</p>	<p>昭27年3月10日 月曜日 官 報</p> <p>大蔵省告示第四百四十六号</p> <p>増入金額 預入金額 利息</p> <p>昭27年3月10日</p> <p>大蔵大臣 池田 勇人</p>	<p>昭27年3月10日 月曜日 官 報</p> <p>大蔵省告示第四百四十七号</p> <p>増入金額 預入金額 利息</p> <p>昭27年3月10日</p> <p>大蔵大臣 池田 勇人</p>	<p>昭27年3月10日 月曜日 官 報</p> <p>厚生省告示第五十五号</p> <p>増入金額 預入金額 利息</p> <p>昭27年3月10日</p> <p>厚生大臣 吉武 東市</p>
---	---	---	---	---



●政府委員承認 三月七日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
大蔵省主計局司計課長 柳沢 英蔵
運輸省海運局長 國安 誠一
海軍省海軍部長 吉田日出男
海上保安庁長官 松平 直一
車検部長 中野 直一

●議案提出 三月七日内閣から提出した議案は次の通りである。
商品取引法の一部を改正する法律案
商品取引法の一部を改正する法律案
商品取引法の一部を改正する法律案
商品取引法の一部を改正する法律案
商品取引法の一部を改正する法律案
商品取引法の一部を改正する法律案
商品取引法の一部を改正する法律案
商品取引法の一部を改正する法律案
商品取引法の一部を改正する法律案
商品取引法の一部を改正する法律案

●議決通知 三月七日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
企業合理化促進法案(第十二回国会継続審査)
又同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律案
連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律案
連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律案
連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律案
連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律案
連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律案
連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律案
連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律案
連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律案
連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律案

●内閣 大蔵省主計局司計課長 柳沢 英蔵
運輸省海運局長 國安 誠一
海軍省海軍部長 吉田日出男
海上保安庁長官 松平 直一
車検部長 中野 直一

●総務府 入江誠一郎
警視總監 石井 栄三
運輸事務局長 荒木茂久
國家地方警察總監 中川 淳
恩給審査委員長 以上三月七日

●電波監理委員会 総務府事務官 平賀憲三
兼て中国電波監理局長心得を命ずる
総務府事務官 平賀 憲三
中国電波監理局長心得職務を命ずる
中国電波監理局長心得職務を命ずる
中国電波監理局長心得職務を命ずる
中国電波監理局長心得職務を命ずる
中国電波監理局長心得職務を命ずる
中国電波監理局長心得職務を命ずる
中国電波監理局長心得職務を命ずる
中国電波監理局長心得職務を命ずる
中国電波監理局長心得職務を命ずる

●文部省 文部教育官 小松富三男
兼て信州大学教授に補する(二十六年十二月二十日)
大阪大学助教授に補する(二十六年十二月二十日)
大阪大学助教授に補する(二十六年十二月二十日)
大阪大学助教授に補する(二十六年十二月二十日)
大阪大学助教授に補する(二十六年十二月二十日)
大阪大学助教授に補する(二十六年十二月二十日)
大阪大学助教授に補する(二十六年十二月二十日)
大阪大学助教授に補する(二十六年十二月二十日)
大阪大学助教授に補する(二十六年十二月二十日)
大阪大学助教授に補する(二十六年十二月二十日)

●公正取引委員会 公正取引委員会
公正取引委員 佐一 角本
公正取引委員 二一 山本
公正取引委員 二二 山口
公正取引委員 二三 豊田
公正取引委員 二四 池田
公正取引委員 二五 永井
公正取引委員 二六 久保
公正取引委員 二七 山田
公正取引委員 二八 高橋
公正取引委員 二九 宇都宮
公正取引委員 三〇 北原
公正取引委員 三一 富田
公正取引委員 三二 遠藤
公正取引委員 三三 藤原
公正取引委員 三四 岡田
公正取引委員 三五 武川

●農林省 農林事務官 山石 弘
願に依り本官を免する(二月二十九日)

●官庁事項 最高裁判所
刑事補償決定要旨
本署並びに住居 宮崎県小山市大
字北方三三〇番地
請求人 立野 栄
大正六年四月二十日生
右代理人弁護士 森 由己
右請求人に対する被告事件について、当裁判所は昭和二十六年七月十日右請求人に対し無罪の判決をなし、その判決は確定したので、当裁判所は十八日刑事補償法により同人が拘禁を受けた四十七日間に対し、金九千四百円の補償をする。
昭和二十七年二月二十一日
小林簡易裁判所

●日本弁護士連合会 井護士名簿登録等 昭和二十七年一月並びに二月中の井護士名簿登録、登録及び登録取消は左の通り。
月日 事由 所属 氏名
二月 請求 第一東京 小川 保男
二月 請求 第一東京 中川 治彦
二月 請求 第一東京 深川 重義
二月 請求 第一東京 小西春實一
二月 請求 第一東京 工藤敏次郎
二月 請求 第一東京 杉生 紘
二月 請求 第一東京 原田 治郎
二月 請求 第一東京 堀江 寛
二月 請求 第一東京 松井 巴次
二月 請求 第一東京 中村健太郎
二月 請求 第一東京 沢田 直也
二月 請求 第一東京 赤木 暁
二月 請求 第一東京 岡田 唯雄
二月 請求 第一東京 坂本 静雄
二月 請求 第一東京 坂本 静雄
二月 請求 第一東京 坂本 静雄
二月 請求 第一東京 坂本 静雄
二月 請求 第一東京 坂本 静雄
二月 請求 第一東京 坂本 静雄
二月 請求 第一東京 坂本 静雄
二月 請求 第一東京 坂本 静雄
二月 請求 第一東京 坂本 静雄
二月 請求 第一東京 坂本 静雄
二月 請求 第一東京 坂本 静雄

●公正取引委員会 公正取引委員会
公正取引委員 佐一 角本
公正取引委員 二一 山本
公正取引委員 二二 山口
公正取引委員 二三 豊田
公正取引委員 二四 池田
公正取引委員 二五 永井
公正取引委員 二六 久保
公正取引委員 二七 山田
公正取引委員 二八 高橋
公正取引委員 二九 宇都宮
公正取引委員 三〇 北原
公正取引委員 三一 富田
公正取引委員 三二 遠藤
公正取引委員 三三 藤原
公正取引委員 三四 岡田
公正取引委員 三五 武川

●公正取引委員会 公正取引委員会
公正取引委員 佐一 角本
公正取引委員 二一 山本
公正取引委員 二二 山口
公正取引委員 二三 豊田
公正取引委員 二四 池田
公正取引委員 二五 永井
公正取引委員 二六 久保
公正取引委員 二七 山田
公正取引委員 二八 高橋
公正取引委員 二九 宇都宮
公正取引委員 三〇 北原
公正取引委員 三一 富田
公正取引委員 三二 遠藤
公正取引委員 三三 藤原
公正取引委員 三四 岡田
公正取引委員 三五 武川

●公正取引委員会 公正取引委員会
公正取引委員 佐一 角本
公正取引委員 二一 山本
公正取引委員 二二 山口
公正取引委員 二三 豊田
公正取引委員 二四 池田
公正取引委員 二五 永井
公正取引委員 二六 久保
公正取引委員 二七 山田
公正取引委員 二八 高橋
公正取引委員 二九 宇都宮
公正取引委員 三〇 北原
公正取引委員 三一 富田
公正取引委員 三二 遠藤
公正取引委員 三三 藤原
公正取引委員 三四 岡田
公正取引委員 三五 武川

法務府公告

○工場財団
愛媛県新居町金子乙千八百四十番地住友共同電力株式会社乙千八百四十番地住友共同電力株式会社新居町第二火力発電所及び高知県土佐郡大川村七火川宇川口二番三番三番七番七番六所

裁判所公告

○禁止産産宣告
昭和二十七年(家)第四十七号
本籍並に住居所 福岡県柳井郡永治村小介九十四番地 柳井 輝

禁止産産宣告及び後見人選任

昭和二十六年(家)第三四二六号
本籍並に住居所 福岡県伊達郡川俣町字新町三十七番地 五十嵐佐太郎

除権判決

昭和二十六年(一)第三二二二号
東京都新宿区戸塚二丁目六十一番地 申立人 木田 直子

債権者集会期日

破産者 小沢 虎一
右の者に対する昭和二十五年(一)第三号破産事件につき破産管理人の申立により債権者集会を左の如く当行に召集する

復権申立

長野県更級郡大岡村内三三七番地 破産者 小川 直利
右の者昭和二十六年二月六日当裁判所に復権の申立を為した

地方公共団体公告

昭和三十二年三月十五日
高松市松島町二丁目二番地
九高製糖株式会社
代表 清算人 上枝有七

会社その他の公告

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十五年十月十五日の株主総会の決議により解散せられたる方

第7550号

昭27年3月10日 月曜日 官報

右相續人等は昭和二十七年二月十八日相續人等法に於いて限定承認を申し立てたので、右相續人の相續債権者及び受遺者は、昭和二十七年五月五日午前十時までに其請求を申出で下さい。
右相續人等は昭和二十七年二月十八日相續人等法に於いて限定承認を申し立てたので、右相續人の相續債権者及び受遺者は、昭和二十七年五月五日午前十時までに其請求を申出で下さい。

株主名義変更停止公告
三月二十一日より臨時株主総会終了日迄株主名義変更を停止致します。
昭和二十七年二月十九日
岐阜製糖株式会社

利息支払の方法及び期
貸付日より償還当日迄利息を付す。
昭和三十二年三月十日
関西電力株式会社


昭和三十二年三月十日現在
貸付資産の部
借入金 四七〇、九二九、五二五
当座預金 六七、八四三、五三三

昭和三十二年三月十日現在
貸付資産の部
借入金 四七〇、九二九、五二五
当座預金 六七、八四三、五三三

昭和 27 年 3 月 10 日 月曜日

官 報

第 7550 号 164



新光亮コピー複写器

特許庁御採用
法務庁御認可
戸籍謄本抄本複写

丸星機化工業株式会社

本社 東京都港区西麻布三丁目4番5号 電話 3645-6
支社 東京市西武区天下茶屋二丁目5番0号 電話 4185 4775
支社 名古屋市南区南大津通り三丁目1番2号 電話 中(24) 1625 3920

第十期決算公告
昭和二十六年十一月三十日
貸借対照表 (資産の部)

機械器具設備	四九、九六、九〇〇
備品、活字込物	一六、一五、四〇〇
営業用資産	六、〇〇〇〇〇
材料、在庫品	三七、七九、三五〇
未収入品	四、五〇、一六二
有価証券	五、一三、一五〇
未経過保険料及子	一、二〇、八五六
前期繰越損金	五、二〇、九四七
前期繰越損金	四、三〇、二六〇
合計	一六、一三、六七九

貸方(負債の部)

資本	三〇、〇〇〇〇〇
積立金	五、四二、八八〇
未払入金	三、八〇〇〇〇〇〇
未払掛金	四、七二、五〇〇
未払利息	一〇、七五、四〇〇
当期利益	二、六六、六四二
合計	一、六三、六七九

昭和二十七年二月
鳥根合同印刷株式会社

第二十九期決算報告
昭和二十六年十月三十一日現在
貸借対照表 (資産の部)

不動産	一、五四八、一六〇〇
原料、製品	五、三六五、五九五〇
取引先貸付金	一、三六九、三九七〇
流動資産	八、四〇〇、一四九五九
合計	二、九〇〇、九八八

負債の部

資本	三、四〇〇、〇〇〇
積立金	二、五五七、二七三
未払入金	七、九三三、〇一七
未払掛金	一、二七二、八九三
未払利息	五、〇〇〇、〇〇〇
前期繰越当期利益	二、〇九五、七三三
合計	二、九〇〇、九八八

昭和二十六年十二月三十一日現在
株式会社朋友商會

1度に 4つの風邪薬



風邪を早く治す方法
ひたと思つたらすぐ
こじれても、まどわず
ムルチン感冒錠を服用

錠剤	100円
30錠	180円
注射	120円

輸入抗生剤 アミン 3mg
下キシルリン 100mg
フエナセチン 50mg
カフエイン 20mg

ムルチン感冒錠
塩野義製薬株式会社

第四期決算公告
昭和二十六年十二月三十一日現在
貸借対照表 (資産の部)

不動産	四九八、五五五
-----	---------

昭和二十七年二月十八日
七尾製業株式会社

第二十八期決算公告
昭和二十六年十二月三十一日現在
貸借対照表

地建物構築物	五〇、〇〇〇〇〇
機械器具	四三、九九〇、四三
運搬装置	一五、六六、四七
車輦	八、二五〇、四二
工具器具備品	五、三五九、八二
材料	一、〇〇〇〇〇
製品	五、一、二六、七八一
未収入品	三、七四、〇四〇
未経過保険料	二、四六、六四〇
前期繰越損金	二、六六、三八一
前期繰越損金	二、七四、二五九
合計	二、七四、二五九

負債の部

資本	二〇、〇〇〇〇〇
積立金	三、三〇〇〇〇
未払入金	四、五〇〇〇〇
未払掛金	二、〇〇〇〇〇
未払利息	二、〇〇〇〇〇
前期繰越当期利益	七、二六〇〇〇
合計	三、八〇九、〇二二

昭和二十七年二月
報国興業株式会社

三月十三日 (第52号) 目下発売中!!

時の法令解説

再軍備は是非か! 世論沸騰する本問題の帰趨は
石油、天然ガスの開発
占領軍要員の犯罪... 下牧 武
時の賠償の歴史と現実... 稲葉秀三
経済フランス法廷物語... 植松 渡
浮貸と横領 (刑法の話題)... 植松 正
婚姻の進化 (趣味の民法)... 片山義雄

予告
日米行政協定詳解 (臨時増刊) 国民必読

農地法の全貌 (三月十三日号巻頭) 特別企画

A5判 48頁
定価 30円 (送料4円)

全国各地の官報販売所・主要書店・駅売店
印刷所 東京牛込区西(株)東京22013

毎月三回、三日発行
印刷行 発行

昭和二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日現在
号外 三月七日付参会第二十号八頁

定価 一ヶ月 二百円 一部 九円 送料 百円
公刊料 八割 送料 百円
但し、会社解散後減額を旨とする
発行所 東京都新宿区市谷本町一丁目
電話 九段三三三三 官報課
振替 東京 一〇〇〇〇 官報課

官報

總理府公告

○公職資格訴願審査結果公告

第五号

昭和二十七年三月十日

内閣官房長官 保利 茂

この表は内閣總理大臣が昭和二十六年法律第二百六十八号により公職資格訴願審査会の審査の結果に基づいて覚書該当者としての指定を解除した者の氏名である。

○三月十日解除の分(二九二名)

Table with columns for Name (氏名), Residence (住所), and Rank (階級). Lists 292 names and their corresponding ranks and locations.

毎日 文庫

Table listing military appointments and positions across various branches and locations, including names like 和山, 山田, and ranks such as 少将 and 中將.

法務府公告
押收物還付公告
左記押收物につき刑部事務官署法第四百九十九条により公告する。

左記押收物につき刑部事務官署法第四百九十九条により公告する。
一、同第一四二二号(同)
二、同第一四二二号(同)

左記押收物につき刑部事務官署法第四百九十九条により公告する。
一、同第一四二二号(同)
二、同第一四二二号(同)

左記押收物につき刑部事務官署法第四百九十九条により公告する。
一、同第一四二二号(同)
二、同第一四二二号(同)

同第二八六号(同)
同第二八七号(同)
同第二八八号(同)

同第三二二号(同)
同第三二三号(同)
同第三二四号(同)

同第一二二二号(同)
同第一二二三号(同)
同第一二二四号(同)

同第一二二二号(同)
同第一二二三号(同)
同第一二二四号(同)

左記押收物につき刑部事務官署法第四百九十九条により公告する。
一、同第一二二二号(同)

昭和二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

○同保第三九五号(長谷川広同)
一、換価金 九百二十五円六十銭
○同保第三八〇号(安田ナツ同)
一、同 千六百六十円
○同保第六六六号(氏名不詳同)
一、同 二千五百五十円
一、風呂敷 六枚
二、布袋 四枚
三、紙袋 一枚
四、リネンサック 一枚
五、リネンサック 一枚
○昭和二十七年保第二号(同)
一、換価金 五千三百六十八円
一、同 五千三百六十八円

鳥取地方検察庁米子支部
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年保第四六号(金在庚臨時物産需給調整法違反事件)
一、換価金 十六万三千二百二十五円
○同保第三九〇号(近藤俊彌窃盗事件)
一、風呂敷 一枚
二、首かざり 一枚
三、腕かざり 一枚
四、風呂敷 一枚
五、目鏡 一枚
六、西洋かみそり中古品 一個
七、シヤープ筆 一個
八、万年筆 二本
九、金製バンド 一本
一〇、時計さつく 一個
一一、ネクタイ 一本
一二、くし 一本
一三、ナイフ 一個
一四、さらし綿中古品 一卷
一五、白色カッター 三枚
一六、安全ピン 二個
一七、鉛筆 一本
一八、袋(綿) 一枚
一九、風呂敷 一枚
二〇、ほう帯 一本
二一、はし 一本
二二、ニーム製食器 一個
二三、パイプ 一個
二四、番傘(中古品) 一本
二五、保険証(一通) 一本
二六、帳面紙(片紙) 一枚
二七、帳面紙(片紙) 一枚

○同保第一二二二号(朴学権関税法違反事件)
一、黒木綿詰襟服上下 一着
二、青地白縞柄ワイシャツ 一枚
三、婦人用縞製白ズボン 一枚
四、小児用パンツ 二枚
五、靴下 四足
六、小児用富士絹ケープ 一枚
七、婦人用半長足袋 一足
八、M I H W A 化粧石鹸 一個

九、縞柄ズボン 一着
一〇、敷布切地 一枚
一一、朝鮮女子用合スカート 三枚
一二、麻カッターシャツ 一枚
一三、縞柄背広 一着
一四、綿製降シヤツ 一枚
一五、白色セーターシヤツ 一枚

大森区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年保第一二二五号(関定一古物営業法違反被疑事件)
一、雑記帳 一冊
○同保第一六五八号(松山栄作窃盗被疑事件)
一、フェルト草履 一
一、カキ色雨合羽(鎌田と名記ある) 一
○同保第二二〇四号(岡田武志食糧管理法違反被疑事件)
一、換価金 九百二十四円
○同保第二二〇五号(村井とく同)
一、同 一千三百三十五円
○同保第二二〇六号(森田金蔵同)
一、同 一千七百六十四円
○同保第二二〇七号(岡崎勇賭博被疑事件)
一、現金 三十二円
一、花札 四十八枚
○同保第二二三三三号(伊藤ふじ之食糧管理法違反被疑事件)
一、換価金 一千四十一円
○同保第二三三三三号(西口勇作窃盗被疑事件)
一、中古自転車 一台
○同保第二三四五号(板倉広明食糧管理法違反被疑事件)
一、換価金 二千四百六十六円
○同保第二三七七号(柳よし同)
一、同 二千三百七十八円
○同保第二三七八号(大山春子同)
一、同 一千七百一十円
○同保第二三七九号(鈴木徳三郎同)
一、同 六百九十六円
○同保第二四一五号(松田春雄こと黄在五同)
一、同 一千五百四十二円七銭
○同保第二五三三三号(氏名不詳同)
一、同 二千五百八十八円
一、紙袋 一
一、ヒモ 一

○同保第二三三三三号(斎藤はる同)
一、換価金 一千八百五十六円
○同保第二三三三三号(新谷寛同)
一、同 一千三百三十六円

松戸区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年保第一七二〇号(被疑者不詳食糧管理法違反事件)
一、換価金 四千二百九十二円
一、同 一千四百九十四円
○同保第一七四九号(同)
一、同 九百九十四円
○同保第一七五〇号(同)
一、同 六百円
○同保第一七五五号(同)
一、同 一千四百六十八円
一、人絹風呂敷 一枚
二、紙袋 一枚
三、木綿袋 一枚
○同保第一七六四号(同)
一、換価金 一万三千七百三十円
○同保第一七六五号(同)
一、同 一万三千七百三十三円
○同保第一七六六号(同)
一、同 三千八百六十五円
○同保第一七六七号(同)
一、同 二千円
○同保第一七六八号(同)
一、同 二千六百六十二円
○同保第一七八八号(同)
一、同 一万六千二百三十三円
○同保第一八二六号(同)
一、同 五千四百四十四円
○同保第一八二八号(同)
一、同 一千八百五十三円四十七銭
○同保第一八五八号(同)
一、同 八百五十三円四十七銭
○同保第一八五九号(同)
一、同 一千二百四十四円五十銭
○同保第一八六〇号(同)
一、同 八百五十三円四十七銭
○同保第一八六一号(同)
一、同 一千三百二十二円五十銭
○同保第一八六二号(不詳遺失物横領事件)
一、ビ音 一本

庄原区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年保第三〇三三号(被疑者不詳食糧管理法違反事件)
一、換価金 二千二百九十二円三十九銭
○同保第三七四号(同)
一、同 八百五十五円
○同保第三七五号(同)
一、同 五百八十三円
○同保第三七六号(同)
一、同 六百六十二円

国東区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年保第四六号(白井作男外四名窃盗被疑事件)
一、自転車のサドル 一
一、自転車の発電機 一
二、コード付自転車の発電機ライト 一
三、懐中電燈 一
四、赤色コード付ソケット 一
五、ゴム黒長靴 一
六、自転車の発電機及びライト 一
七、同 一
八、自転車のサドル 一
○同保第一九〇号(森清茂こと森清久食糧管理法違反被疑事件)
一、糶支米七斗 換価金 五千七百八十四円

静岡地方検察庁浜松支部
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年保第三七九号(池端勇詐欺事件)
一、草履 一足
二、靴下 一足
○同保第一七二二号(小沢松五郎外三名の恐喝事件)
一、現金 一千円
○同保第一七二二号(石渡勝外一名窃盗横領事件)
一、風呂敷 一
○同保第四二六号(幸田竹男銃砲刀剣類所持取締法違反事件)
一、日本刀 一振

盛岡区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十五年保第一二七号(堀内博夫窃盗事件)
一、小型赤模洗面袋 一個
○同保第二〇二二号(谷川勉同)
一、十円札 二枚
○同保第二二三三三号(田村尚哉同)
一、黒綿紗紋付 一枚
二、錦紗色物 二枚
○同保第二三三五号(伊藤三郎外六名賭博事件)
一、現金百円札 二十二枚
一、同 十円札 十五枚
○同保第四〇二二号(鈴木光夫窃盗事件)
一、郵便貯金通帳 一冊
一、木製印鑑 一個
一、財布(印鑑証明届書在中) 一冊
一、煙草ケース 一個
○同保第四一四号(小林等傷害脅迫事件)
一、ジャックナイフ 一個
○同保第四三三三号(南原庸秀食糧管理法違反事件)
一、布袋 六枚
二、包装材料 六捆分
三、荷札 七枚
四、紙袋 四枚
五、紙袋 四枚
六、包装材料 四捆分
七、包装材料 四捆分

山口区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年保第九八号(武井勝己食糧管理法違反事件)
一、糶米袋 一枚
○昭和二十七年保第七号(氏名不詳同)
一、木綿袋 一枚
二、木綿風呂敷 一枚
三、盆 一箇
四、換価金 六百四十九円
○同保第八号(同)
一、換価金 一千三十九円
二、木綿袋 一枚
三、袋 一枚
四、風呂敷 二枚
五、手提かご 一箇
○同保第九号(同)
一、木綿袋 五枚
二、布切 一枚
三、手籠 一箇
四、換価金 七百八円

印刷局